

## 「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号）のチェックシート

農業委員会において、「新農業者年金 農業を営む者でなくなったことの届」（様式第K11号。以下「届出書」といいます。）を送付する前に、以下の確認項目をご確認いただくとともに、チェック欄の該当項目にチェック☑の上、裁定請求書にこのチェックシートを添付して基金に提出をお願いします。

確認項目		チェック欄
		農業委員会
<b>1 被保険者資格記録の確認</b>		
①	農業者年金被保険者証、農業者年金記録管理システム又は受給可能者等リスト等により、新制度（平成14年1月以降）の農業者年金に政策支援加入していることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
<b>2 届出書の確認</b>		
①	（6）欄の「提出年月日」、農業委員会受付印の「受付年月日」及び（53）欄の「農業従事証明年月日」が、（7）欄の「農業を営む者でなくなった日」以降となっていることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
②	（7）欄の「農業を営む者でなくなった日」が正しく記載されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
③	農地台帳等に基づき、農業を営む者でなくなった日時点において、農地等及び農業用施設の処分漏れがないことを確認しました（特に、他の市区町村の農地等、共同相続財産となっている農地等（持分）など。）。	<input type="checkbox"/>
④	農地等の処分状況について、（23）欄～（50）欄に正しく記載されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
⑤	（49）欄の「自留地」を残す場合は、10a（道南を除く北海道は20a）又は基準日時点の農地等面積の1/3のいずれか少ない面積となっていることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
⑥	農業用施設の処分状況について、（51）欄及び（52）欄に正しく記載されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
⑦	経営継承の相手方が後継者又は第三者の新規参入者である場合は、（53）欄の「農業従事年数・月数」が「通算3年」又は「継続1年」以上であることが証明され、（16）欄と一致していることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
⑧	一般農業生産施設を供用廃止又は用途変更によって処分した場合は、（54）欄の「確認書」を記入しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
⑨	農地等又は特定農業用施設の使用収益権の消滅の相手方に配偶者が含まれている場合は、返還日の2週間前までに「農地等配偶者返還届」（様式第K13号）が農業委員会に提出され、（55）欄に記入の上、指導を行いました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
⑩	（56）欄の審査確認欄の「諸名義関係チェック欄」及び「審査確認日」を記入しました。	<input type="checkbox"/>
⑪	特例付加年金を受給するための事前指導、特例付加年金の支給要件及び受給後の支給停止等の内容を説明し、届出者の方が本人確認欄にチェック☑されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/>
<b>3 添付書類</b>		
①	農地等又は農業用施設の処分内容が確認できる書類が添付されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
②	届出者以外の世帯員名義の農地等がある場合は、農業委員会において、「世帯員別農地等権利名義調査書」（給付-3）を作成の上、添付されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
③	経営継承の相手方が後継者である場合は、届出者と後継者との続柄を確認することができる「住民票」又は「戸籍謄本・抄本」（コピーの場合は、原本証明がされている。）が添付されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
④	政策支援区分3で加入し、家族経営協定書の破棄等によって経営継承した場合は、「農業を営む者でなくなった旨の証明書」（様式例5）等が添付されていることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
<b>4 その他</b>		
①	後継者の方が政策支援区分3で加入している場合は、その後継者の方に係る「政策支援加入要件不該当届出書」（様式第5号）を提出した又は提出準備中であることを確認しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>
②	「経営移譲管理カード」において、裏面の諸名義の変更等に関する確認が完了していないものがある場合は、届出者の方に対して、第1回目の現況届を提出するときまでに経営継承の相手方に変更するよう、指導しました。	<input type="checkbox"/> <small>（該当時のみ）</small>

### 【お問合せ先】

独立行政法人農業者年金基金

業務部給付課 裁定班

電話：03-5919-0337